販売用資料

2020年9月16日

ALLIANCEBERNSTEIN®

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信

Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型
Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型

追加型投信／海外／株式

収益分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型（以下、Cコース）／Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型（以下、Dコース）は、2020年9月15日決算の収益分配金（1万口あたり、税引前、以下同じ）を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

	Cコース（為替ヘッジあり）	Dコース（為替ヘッジなし）
第72期分配金 （1万口あたり、税引前）	200円*	200円*
基準価額 （1万口あたり、2020年9月15日現在）	11,724円**	11,377円**

*基準価額に応じて、分配金額は変動します。このため、将来の分配金の支払いおよび金額を示唆するものではありません。
**第72期分配金落ち後の基準価額を表示しています。

以下、市場概況、分配金の決定、今後の見通しおよび基準価額の推移についてご報告します。

市場概況、分配金の決定および今後の見通し

分配方針については、あらかじめ目標となる分配金額を、基準価額の水準に応じて提示しており、原則として、毎決算時（毎月15日。休業日の場合は翌営業日）に、同分配方針に基づき分配します。分配方針の詳細については2ページをご覧ください。

米国株式市場は、主要経済指標の改善や新型コロナウイルスのワクチン実用化への期待、金融緩和策の長期化観測などを受けて9月初旬まで連日最高値を更新する展開となりました。しかしその後、過熱感の見られたテクノロジー関連株を中心に大幅に調整しました。為替相場は、安倍総理辞任のニュースを受けて一時円高となるも、すぐに元の水準に値を戻しました。

その結果、2020年9月14日（計算期末の前営業日）の基準価額はCコースが11,788円、Dコースが11,491円となり、基準価額の水準や市場動向等を勘案し、第72期の収益分配金をCコース：200円、Dコース：200円に決定しました。

テクノロジー関連株はしばらく値動きの大きな状態が続く可能性がありますが、大規模な金融緩和と財政出動を背景に、米国株式市場は堅調に推移するとみています。また、11月の大統領選挙が近づくなかで、選挙戦の動向をにらんだ展開も見込まれます。当ファンドは、安定的な収益性と長期的な成長を併せ持つと期待される、持続的な成長企業に注目してまいります。

運用実績（基準価額の推移、1万口あたり）

（期間：2014年9月16日（当初設定日）－2020年9月15日）

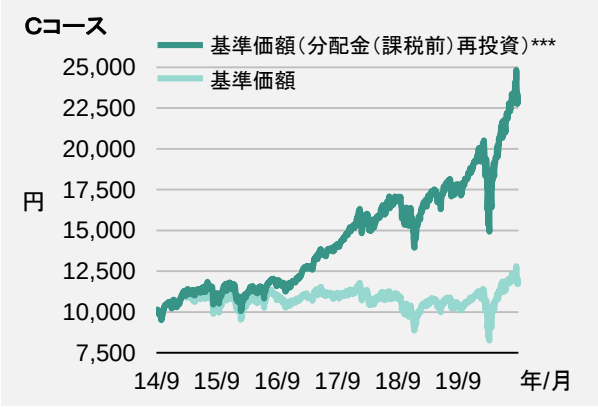

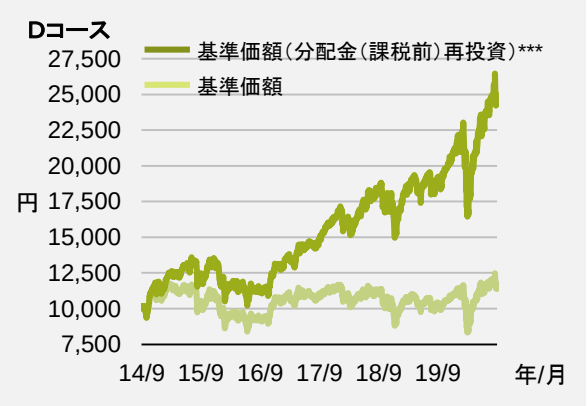

データは過去の実績であり、将来の成果等を示唆・保証するものではありません。上記の見通しは今後変更される可能性があります。
※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
***上記のグラフ中の基準価額（分配金（課税前）再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定した場合のパフォーマンスを示しています。税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実際の投資成果を示すものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信
Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型
Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型

※以下、「当ファンド」という場合があります。

当ファンドの分配方針

原則として、毎決算時（毎月15日。休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づき分配します。

● 計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口あたり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上 12,000円未満	200円
12,000円以上 13,000円未満	300円
13,000円以上 14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

● 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

● 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金のお支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

※ 毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※ 基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

※ 分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

当ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

Cコース（為替ヘッジあり）	実質外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また、対象通貨国と日本の金利差によっては、ヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。
Dコース（為替ヘッジなし）	実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ

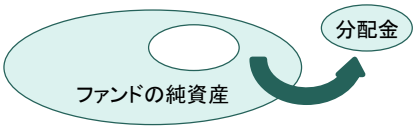

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

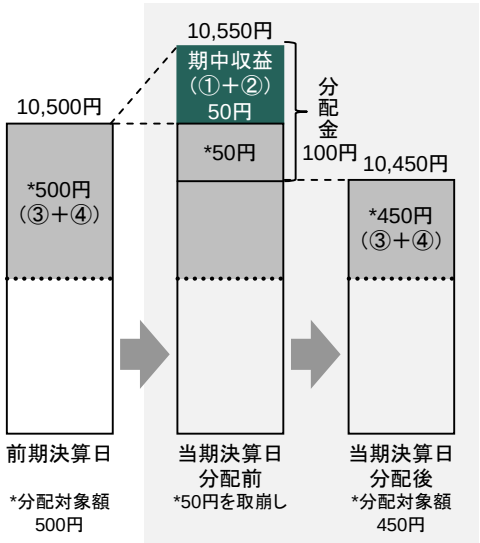

（前期決算日から基準価額が下落した場合）

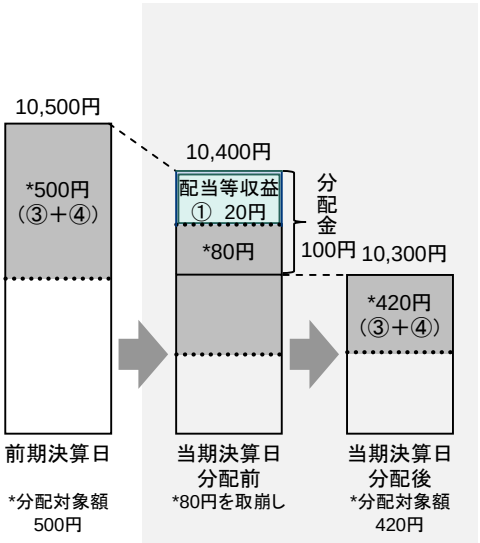

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

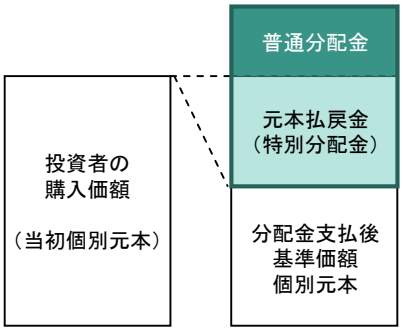

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

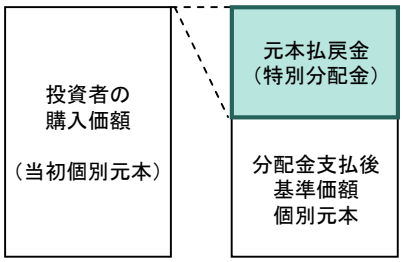

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当資料のご利用にあたっての留意事項

＋ 当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組み入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

＋ 投資信託は預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。

＋ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

＋ 当資料は情報の提供を目的としてアライアンス・バーンスタイン株式会社が作成した販売用資料です。当資料は信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料に掲載されている予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。当資料の内容は予告なしに変更することがあります。当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。

＋ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

＋ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＋ 当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社において投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受取りになり、記載事項をご確認のうえ、投資の最終決定はご自身でご判断ください。

お客様にご負担いただく費用

お客様には下記の費用の合計額をご負担いただきます。なお、下記の費用は、お客様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なるものが含まれているため、合計額を表示することができません。

直接的にご負担いただく費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率（3.30%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

信託財産で間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対して年1.727%（税抜年1.57%）の率を乗じて得た額とします。 ※Cコースおよびマザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。 ※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。
その他の費用・手数料	●金融商品等の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等 ※お客様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。 ●監査費用／法定書類関係費用／受益権の管理事務に係る費用等 ※純資産総額に対して年0.1%（税込）の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの主な関係法人

・委託会社 （ファンドの運用の指図を行う者）	アライアンス・バーンスタイン株式会社　www.alliancebernstein.co.jp
・投資顧問会社 （マザーファンドおよびCコースの運用の一部の委託先）	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
・受託会社 （ファンドの財産の保管及び管理を行う者）	三井住友信託銀行株式会社

■設定・運用は

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第303号
【加入協会】一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

販売会社

販売会社は、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

■投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	●			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	●		●	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	●			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	●	●	●	●
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	●		●	●
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	●			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	●	●	●	
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	●			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	●			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	●			
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	●			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	●			
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第2号	●			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	●			
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	●		●	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	●			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第108号	●	●	●	●
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	●			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	●		●	●
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第579号	●		●	
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	●			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	●			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第11号	●			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第6号	●		●	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	●			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	●	●	●	●
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	●			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	●			●
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	●		●	
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	●			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	●			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	●		●	
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第7号	●			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	●		●	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	●	●	●	
株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）（インターネットトレードのみ）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	●		●	●
株式会社三菱UFJ銀行（インターネット専用）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	●		●	●
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	●	●	●	●
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	●	●		
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第5号	●			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	●			●
LINE証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3144号	●		●	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	●	●	●	●
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	●	●	●	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	●			

※取次会社も含めます。
※販売会社によっては、一部コースのみのお取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（50音順）